

## 一般競争（指名競争）入札心得

### （目的）

第1 建設工事の一般競争（指名競争）入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法（昭和22年法律第67号）、上板町契約規則（昭和59年上板町規則第6号）、及び上板町営工事標準請負契約約款に関する規則（昭和50年上板町規則第3号）、その他の法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

### （入札に関する留意事項）

- 第2 入札参加者は、町長が指示した設計図書及び現場等を熟知の上、入札するものとする。  
なお、上記設計図書を閲覧しなかった者、又は現場説明に参加しなかった者は、当該工事等に係る入札に参加することができない。  
設計図書の貸出は、2,000万円以上の物件とし、入札日の前日までに返却するものとする。  
ただし、管工事及び建築工事については、この限りでない。
- 2 入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額（税抜き価格）とする。
  - 3 入札書は封書とし、入札参加者の氏名を表記したうえ、入札箱に投函しなければならない。
  - 4 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投函した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。
  - 5 第5の各号により入札が無効となった者又は最低制限価格を設定した工事にあつては、その最低制限価格を下回る入札書記載金額で入札をした者は、当該工事等に係る再度入札に参加することができない。
  - 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（町長発行）は、不要とする。
  - 7 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合	復代理人の場合
住所	住所
商号又は名称	商号又は名称
代表者 氏名	代表者 氏名
代理人 氏名 印	復代理人 氏名 印

- 8 落札者は、請負金額（委託金額）が500万円以上の場合、契約と同時に次の保証の種類の中からいずれかの金銭的保証をしなければならない。なお、請負金額（委託金額）が500万円未満の場合、契約保証金等は免除する。
- 1) 契約保証金の納付（現金等）
  - 2) 銀行等の金融機関の保証
  - 3) 前払保証事業会社の保証
  - 4) 公共工事履行保証証券（履行ポンド）による保証
  - 5) 履行保証保険（定額てん補方式）契約の締結
  - 6) 契約保証金に代わる有価証券は国債、地方債に限定する
- (2) 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額（委託金額）の100分の10以上としなければならない。

## 上板町入札心得

### (公正な入札の確保)

- 第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (入札の取りやめ等)

- 第4 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめる。
  - 3 前項の規定にかかわらず、再度公告入札においては、入札参加者が1人のみとなった場合でも、落札者を決定することができるものとする。

### (入札が無効となる事項)

- 第5 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) 記名押印のない入札
  - (2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明解であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
  - (3) 同一事項に対してした2通以上の入札
  - (4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
  - (6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
  - (7) 明らかに連合によるものと認められる入札
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
  - (9) 工事費内訳書の入札時の注意事項の4に該当する入札

### (前金払の特約)

- 第6 請負金額が500万円以上（委託金額が300万円以上）である場合は、契約締結時に、申出により100分の40以内（委託業務にあつては100分の30以内）の前金払をすることができる。
- ただし、公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。

### (実施期日)

- 第7 この入札心得は、平成4年4月1日から施行する。  
この入札心得は、平成8年4月1日から施行する。  
この入札心得は、平成11年4月1日から施行する。  
この入札心得は、平成12年5月24日から施行する。  
この入札心得は、平成14年6月1日から施行する。  
この入札心得は、平成26年4月1日から施行する。  
この入札心得は、平成27年4月1日から施行する。  
この入札心得は、令和元年5月7日から施行する。